

第43回大阪府男女共同参画審議会

開催日時：令和3年11月16日 火曜日 午後5時00分から午後7時00分

場所：ウェブ会議

※事務局：大阪府立男女共同参画・青少年センター3階

出席委員：天野 勉 天野社会保険労務士事務所 代表
荒金 雅子 株式会社クオリア 代表取締役社長
佐保 美奈子 大阪府立大学看護学類准教授
土野 美穂子 一般財団法人 大阪府人権協会評議員
寺井 基博 同志社大学社会学部准教授
狭間 一郎 大阪ガス株式会社 執行役員 人事部長
濱田 智崇 京都橘大学健康科学部准教授
福田 公教 関西大学人間健康科学部准教授
古川 定子 日本労働組合総連合会大阪府連合会 女性委員会委員長
丸山 里美 京都大学大学院文学研究科准教授
三成 美保 奈良女子大学研究院生活環境科学系生活文化学領域教授
伊 英和 弁護士

会議の概要

1 開会 男女参画・府民協働課長挨拶

2 議事

(1) 大阪府における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について

■事務局より説明

主な意見等（○：委員、●：事務局）

○委員) 外国人のDV被害の相談窓口として、言葉の問題もあり、コーディネーターが必要だと感じている。相談機関が複数ある中で、ファーストステップとしての役割を担う上では、そのような課題があると思うが、どのように考えているのか。

●事務) 女性相談センターにおいても外国人からのDV被害相談を受けることがあるが、トリオフオンで通訳を介し外国人からの相談を受け付けられる体制を整えている。また、一時保護施設においてはポケットークを使用している。

○委員) 今後外国人からの相談件数は増えてくると考えられるので、それを視野に入れた対策が必要。外国人のDV問題、児童虐待、ストーカー行為等いろいろな事案に関して、コーディネーターの配置による情報の横連携について国や府の中でどのように議論されているのか。

●事務) 外国人対応に関して、コーディネーターという名前での配置はない。相談があった際に、登録している通訳者に繋いで面談の対応をしている。様々な機関と連携をとる必要性は感じている。

○委員) 性犯罪であればワンストップセンターがあり、窓口に行けば関連する手続き等手配しても

らえるが、DV や虐待についても、他の機関と連携して、関連手続きをワンストップで手配できれば、特に外国人にとっては助かると思う。今後どのようにシステムを整えていくのかということが課題になってくる。次期「DV 防止基本計画」答申案（以下、答申案という。）で高齢者や障がい者、外国人への配慮を重要な課題として挙げられているので、具体的な取組として記載することができなくても、課題として検討していく姿勢を持ってほしい。

- 委員) 子どもたちへの支援や性に関する教育についての記述がある点が良い。また、DV 被害を受けても経済的な理由等で別れることができない方が50%を超えている。教育を受ける過程で、男性に生活を支えてもらうという意識が根付いていることに因るものではないか。このような意識を課題として捉えていかなければならないと感じた。
- 委員) アンコンシャス・バイアスや性別役割分担意識の問題性を、学校教育の現場から気づかせていくことが重要で、それが結果的にDV 防止に繋がる。
- 委員) 女性と比較して男性はなかなか相談できない人が多い。行政や警察に相談することがハードルが高い中で、昨今はパパコミュニティといった横の繋がりを構築できるコミュニティがあるので、活用できればいいと思う。また、DV 件数は潜在的には非常に多いと考えられるので、相談しやすい環境を整備するために何ができるのか、多角的に考えて取り組んでいただきたい。
- 事務) 現時点でコミュニティネットワークの把握は行っていないため、今後の課題とさせていただきたい。
- 委員) 男性相談マニュアルは相談を受けてからのことを記載しているため、相談窓口の利用促進にはつながらない。相談に来てもらうための取組が必要。また相談をためらう理由として、加害側・被害側に関わらず、相談することで子どもと引き離されてしまわないか、そのリスクを懸念していることがある。このような懸念を踏まえた取組、対応を進めていただきたい。
- 委員) 男性のDV 被害・加害で悩まれている方が、相談窓口に行きやすく感じられるようなリーフレット等が分かりやすいかたちであればいいと思う。男性相談マニュアルは相談員向けの内部文書であるが、外向けに、男性が子どもと引き離されてしまうこと等を恐れずに、プライバシーが守られて、安心して相談できることが分かるような案内があると良い。
- 委員) 答申案の暴力の防止に関する記述について、加害者プログラムというものがどういうものか具体的に教えていただきたい。
- 事務) 全国的に平準化されたプログラムではなく、自治体と民間団体が連携して実施しており、内容についてはばらつきがあるが、ジェンダー規範への気づき、認知行動療法、アングーマネジメントに関するものなどが含まれている。
- 委員) 男性に向けた案内について、男性の相談者向けのポータルサイトを立ち上げており、自治体が開催している勉強会等の情報共有の場として利用していただけるようにしている。
- 委員) 女性が男性と経済的な理由で別れられない要因として、女性は出産や育児の負担により仕事を諦めてしまうことが挙げられる。避妊に協力しないことや、その結果望まない妊娠をしてしまうことを防止することがDV 対策には必要である。そのため、府民意識調査の実施にあたっては、性的暴力の具体的な説明として避妊に協力しないことを追記いただきたい。

い。

- 事務) 次回の調査において性的暴力について具体的内容を追記するようにする。
- 委員) 若年層への啓発が盛り込まれているのは良いと思う。リプロダクティブヘルス/ライツに関することや、性教育についてどのように実施していくのか教えていただきたい。外国では教育機関において女子学生の相談センターが設置されており、相談対応や、アサーティブなトレーニングプログラムが行われている。
- 事務) 本府では性に関する指導のガイドラインが設けられており、その中で包括的な観点から、男女の身体構造の違いに加えて、男女双方を尊重していく関係の構築性も含めて性に関する教育としており、発達段階に応じた教育を実施している。ただし、妊娠に至る経過については取り扱っていないと認識。
- 委員) 性に関する教育をはじめとしたセクシャリティの問題を避けて、DV を身体的暴力のみに焦点を当てて議論することは適切ではない。性に関する教育機会の充実と、DV 防止を平行に推進する必要がある。
- 委員) 答申案で婦人相談員の配置の促進についての記載があるが、婦人相談員が配置されている割合を記載することはできないか。また、DV 相談件数が増えているにもかかわらず、一時保護件数が減少している実態が明らかになっている。一時保護につながらない理由として、保護先で携帯電話の利用ができない等、ルールが厳しくて保護施設の利用を断念してしまう事例が挙げられる。改善に向けた取組として具体的にどのようなことを考えているのか。
- 事務) 婦人相談員の配置割合は記載する。一時保護につながらない原因として、携帯電話を使用できないことがクローズアップされているが、実際に携帯電話から加害者がシェルターの場所を突き止める等のトラブルが発生しているため、なぜ携帯電話の使用を制限することが必要なのか、丁寧に説明していくことが重要。リーフレット等を作成して、相談対応者に丁寧な説明をしていきたい。
- 委員) 必ずしも DV 被害者の全員が加害者からの厳しい追及に遭っているわけではないため、一律にルールを定めず、例えば外出先では使用可能、もしくは使用可能な時間帯を設ける等、柔軟な対応を検討していただきたい。
- 委員) 携帯電話の使用は生活の質に関わる部分であり、一時保護施設におけるルールを分かりやすく示されていることが、安心して保護施設を利用できることにつながる。
- 委員) 答申案における枠組みとして、DV が起こった後にどのようにリカバリしていくのかというところに焦点が当てられている。パートナーと親密な関係を構築していくことは本来ポジティブなことであるから、今後、基本計画を見直す際には、そこを起点とした建付けにしていければ良いと感じた。DV をどのようにして起こさないようにするのか、DV を起こさずうまく人間関係を構築するためにどうすればいいのかを記載できればより良いのではないか。
- 委員) 避妊に関しては、男性側に主導権を持たせるのではなく、女性側が主体的に気を付けて、避妊に関する知識を備える必要がある。また親権については、昔と比較して父親側が譲らない傾向があり、かつ DV に関する基準が人によって異なることに因り、夫婦間で意見の齟齬が生まれる。これを克服していくためには教育やマインドセットが必要。
- 委員) 今日いただいたさまざまな意見の中で、今後の課題もあったので、それは活かしていただき

たい。また、答申案の修正を事務局で行い、再度報告いただきたい。

(2) その他

■事務局より今後のスケジュール連絡

3 閉会 男女参画・府民協働課長挨拶

以上。